

令和5年3月

長門市農業委員会総会議事録

長門市農業委員会

令和5年3月総会議事録

1 日 時 令和5年3月15日（水） 午前9時30分

2 場 所 長門市役所3階会議室

3 付議事件 議 案

第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について (2件)

第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
(利用権4件・農地中間管理事業に係る利用権44件)

第3号 長門市空き家に付随した農地の別段面積取扱基準の廃止について
(1件)

第4号 空き家に付随した農地指定の解除について (1件)

報告事項

1 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改定について (1件)

2 土地現況証明報告（非農地証明） (3件)

3 農地法第18条第6項の規定による通知を受理したもの（合意解約）
(24件・農地中間管理事業に係る合意解約3件)

4 公共事業の施行に伴う農地の転用について (3件)

5 土地造成届出受理報告 (1件)

・次回総会 4月14日（金） 午前9時30分から 市役所4階会議室

・現地調査 4月 4日（火） 予定

・農地利用最適化推進地区別会議

長門地区 4月25日（火） 午前10時から 市役所4階会議室

三隅地区 4月25日（火） 午後 2時から 三隅支所

日置地区 4月27日（木） 午前10時から 日置農村環境改善センター

油谷地区 4月27日（木） 午後 2時から ラポールゆや

4 出席委員（18人：議席順）

1 番 野中 保志	2 番 藤川 久志	3 番 大田 寛治
4 番 林 一志	5 番 深水 一男	6 番 河野 八千代
7 番 高林 司	8 番 名和田 栄治	9 番 大田 裕美
10 番 大汐 光晴	11 番 岡島 史真	12 番 林 弘幸
14 番 木村 正雄	15 番 中野 晴人	16 番 末永 恵子
17 番 山近 洋祐	18 番 松田 昭洋（会長職務代理者）	
19 番 大野 耕作（会長）		

5 欠席委員（1人）

13 番 岡本 勇二

6 農業委員会事務局職員

事務局長	角谷 隆士
事務局長補佐	坂倉 幸三
書記	北村 実瑛

7 会議の概要

議 長
(会長)
挨拶

令和 5 年 3 月の総会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。
(挨拶)

議 長

本日の付議事項は、議案が 4 件、報告事項 5 件でございます。
慎重審議の上、決定をしていただきますようお願いをいたしまして、簡単ではございますが、開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。
引き続きまして、2 月の総会以降に出席をした行事等について、簡単にご報告をいたします。
(会議等の報告)

議 長

それでは、ただ今から令和 5 年 3 月の総会を開会いたします。
在任する委員の総数は 19 名です。本日の出席委員は 18 名、欠席委員は 1 名でございます。
よって、在任委員の過半数が出席をされていますので、長門市農業委員会会議規則第 7 条の規定により、本総会は成立をしております。
次に、議事録署名人の指名をさせていただきます。
11 番、岡島史真委員、12 番、林弘幸委員、よろしくお願いをいたします。
議事に入ります。
議案第 1 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、を議題といたします。
事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明をいたします。1 ページをご覧ください。
議案第 1 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について。
農地法第 3 条第 1 項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。
令和 5 年 3 月 15 日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。
番号 1。
土地の所在、大字油谷向津具下字●●、地番▲▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに田、面積は 854 m²。ほか 9 筆。
譲受人は、油谷向津具下▲▲▲▲番地▲、株式会社●●●、代表取締役、●●●さん。
譲渡人は、油谷向津具下▲▲▲番地、●●●●●さん。
権利の種類は、所有権の移転です。
理由としまして、譲受人は、耕作規模拡大のため、住居から近く利用耕

作上便利であるから譲り受ける。譲渡人は、病氣療養中のため耕作困難があるので、譲渡したい。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び2 ページをご覧ください。長門市役所向津具出張所から南西へ約 2.5km から 2.9km に位置する農地です。

また、3 ページから4 ページには公図を添付しております。

農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。「農地法審査基準」1 ページをご覧ください。

第1号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。

第5号の下限面積要件ですが、本市の油谷向津具下地域の1,000 m²以上の要件は満たしております。

第6号の転貸禁止要件については、所有権移転のため、自ら耕作されるものであり、該当はいたしません。

第7号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしております。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

引き続いて、当地区担当、10 番、大汐委員、補足説明をお願いいたします。

10 番

10 番、大汐です。

補足説明をさせていただきます。

3月7日、大野会長、事務局、私と譲受人の●●さんで現地調査を行いました。●●さんは、●●●●の方で、●●●●●●●●をされています。

この土地ですが、譲渡人の●●さんが、2、3 年くらい前まではずっと、一生懸命に管理をされておられました。ただ、病気のため、入院や治療でだんだん手がかけられなくなり、少し、荒廃まではいきませんが、荒れてくるような状態でした。

●●さんにつきましては、この●●●●という地区で起業されて、いろんな業種にもトライされ、いろいろと実績を作られておられます。

この●●さん自体が、この●●●●に居住されていて、自分の家の周りがさびれていくというのが、すごく辛いというところもあり、また、農業にもすごく熱心で、この農地を取得された後は、オリーブを栽培して、基幹作物として、これからやっていきたいという意向を聞かせていただいております。

この案件だけではありませんが、●●●●という所は、荒廃、離農、相続など、いろんな問題があります。今から5年先、10年先というと、本当に守る人がいません。こういう形で、誰かに守っていただける機会があるのであれば、本当に良いことだと思います。

また、●●さんにつきましては、先ほど説明がありましたように、従業員の方もおられ、本人さんも、農作業の方にも一生懸命に従事されておられますので、何ら問題はないと思われます。

皆様方の慎重審議を、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。

本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。

よって、本件は、許可をすることに決定をいたしました。

引き続き、番号2について、事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明いたします。

番号2。

土地の所在、大字油谷向津具下字●●●●、地番▲▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに田、面積は902 m²。ほか4筆。

譲受人は、油谷向津具下▲▲▲▲番地▲、株式会社●●●●、代表取締役、●●●●さん。

譲渡人は、下関市●●●●大字●●●●、▲▲▲▲番地▲、●●●●●●さん。

権利の種類は、所有権の移転です。

理由としまして、譲受人は、耕作規模拡大のため、住居から近く利用耕作上、便利であるから譲り受ける。譲渡人は、現在、下関市に在住してお

り、将来も帰郷して農業をする見込みはないので譲渡したい。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び5 ページをご覧ください。長門市役所向津具出張所から南西へ約 2.9 k m に位置する農地です。

また、6 ページには公図を添付しております。

ここで、農地法第 3 条第 2 項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。「農地法審査基準」1 ページをご覧ください。

第 1 号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第 2 号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第 3 号の信託要件の規定については、いずれも該当していません。

第 4 号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。

第 5 号の下限面積要件ですが、本市の油谷向津具下地域の 1,000 m²以上の要件は満たしております。

第 6 号の転貸禁止要件については、所有権移転のため、自ら耕作されるものであり、該当はいたしません。

第 7 号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしております。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

引き続いて、当地区担当の 10 番、大汐委員、補足説明をお願いいたします。

10 番

10 番、大汐です。

先ほどの、1 号と一緒に、●●さんが譲受人ということで、内容につきましては、省略させていただきます。譲渡人の●●さんですが、今、事務局から説明がありましたように、もう、●●●の方には居住されておらず、なかなか帰ってこられないという状況の方でした。

現地ですけれども、この数年間、耕作されていない状況ですが、先ほど、●●さんの方の説明の時にも申しましたが、この●●●の土地を守るという気持ちと、経営の拡充、規模拡大というところから、この農地を取得した後、オリーブを栽培したいということです。

オリーブにつきましては、●●さんに聞きますと、植えてすぐにということではなく、挿し木なり、接ぎ木なりして、まず苗を育てて、収穫する

までには、5、6年から8年くらいはかかるということなので、かなり長い期間を要するということですが、居住されている所の近くなので、これから管理をきちんとされるということで、何ら問題はないと考えております。皆様方の、慎重審議をよろしくお願いいたします。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。
本件について、質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。
本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。
よって、本件は、許可することに決定をいたしました。
続きまして、議案第2号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、を議題といたします。
事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明いたします。2ページをご覧ください。
議案第2号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の申請があったので、審議決定を求める。
令和5年3月15日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。
令和5年4月1日の公告となります。
まず、従来からの利用権設定でございます。
賃貸借のみとなりますが、長門地区が、1件4筆の5,890㎡。日置地区が、1件1筆の1,167㎡。油谷地区が、2件3筆の6,456㎡です。
合計で、4件5筆の13,513㎡となります。
詳細につきましては、3ページ以降をご覧ください。
次に、5ページからの農地中間管理事業に係る利用権設定です。
賃貸借ですが、長門地区が、2件4筆の8,979㎡。日置地区が、35件118筆の178,839㎡。油谷地区が、1件1筆の744㎡。
合計で、38件123筆の188,562㎡となります。
使用貸借ですが、長門地区が、1件5筆の4,741㎡。日置地区が、5件18

筆の 30,795 m²。

合計で、6 件 23 筆の 35,536 m²となります。

総計で、長門地区が、3 件 9 筆の 13,720 m²。日置地区が、40 件 136 筆の 209,634 m²。油谷地区が、1 件 1 筆の 744 m²。

総計で、44 件 146 筆の 224,098 m²となります。

詳細につきましては、6 ページ以降をご覧ください。

基盤強化促進法第 18 条第 3 項に定めてあります、農用地の利用計画が基本構想に適合すること、農用地を効率的に利用して耕作すること、耕作に必要な農作業に常時従事することの利用計画要件を満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

議案に示された地区を担当する委員の方から、補足説明、ご意見等ありましたら、ご発言をお願いいたします。

(補足説明、意見なし)

議 長

議案全体についての質問、ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。

本件を承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。

よって、本件は、承認することに決定をいたしました。

続いて、議案第 3 号、長門市空き家に付随した農地の別段面積取扱基準の廃止について、を議題といたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明いたします。16 ページをご覧ください。

議案第 3 号、長門市空き家に付随した農地の別段面積取扱基準の廃止について。

農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 3 条第 2 項第 5 号については、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）第 5 条の規定により削除されることとなり、改正法の施行日、令和 5 年 4 月 1

日以降、改正前の農地法第 3 条第 2 項第 5 号に規定する面積の要件は、適用されないこととなっております。

このため、長門市空き家に付随した農地の別段面積取扱基準（令和 3 年長門市農業委員会告示第 5 号）について、廃止を提案いたします。

令和 5 年 3 月 15 日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。

先月の定例総会におきまして、農地法第 3 条第 2 項第 5 号が廃止されることに伴い、本市における下限面積、別断面積を、本年 4 月 1 日付で廃止することを決定いたしました。これに関連して、空き家に付随した農地の取扱基準を同日付けで廃止するものです。

説明は以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

本件について質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（質問、意見なし）

議 長

質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。
本件を承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（挙手多数）

議 長

挙手多数であります。

よって、本件は、承認することに決定をいたしました。

続いて、議案第 4 号、空き家に付随した農地指定の解除について、を議題といたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは説明いたします。17 ページをご覧ください。

議案第 4 号、空き家に付随した農地指定の解除について。

長門市空き家に付随した農地の別段面積取扱基準（令和 3 年長門市農業委員会告示第 5 号）の廃止に伴い、下記農地の空き家に付随した農地指定の解除を提案いたします。

令和 5 年 3 月 15 日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。

先ほどの、議案第 3 号に関連しまして、空き家に付随した農地の指定を、本年 4 月 1 日付けで解除するものです。

対象となる農地は、深川湯本字●●●、地番▲▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに田、面積 3,393 m²。ほか 16 筆です。

説明は、以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長	本件について質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。 (質問、意見なし)
議 長	質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。 本件を承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 (挙手多数)
議 長	挙手多数であります。 よって、本件は、承認することに決定をいたしました。
議 長	引き続きまして、報告事項に入ります。 報告事項 1 について、事務局の説明を、お願いいたします。
事務局長	では、説明に入らせていただきます。18 ページから 22 ページをご覧くださいだけたと思います。 報告事項 1、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改定について、でございます。 農業委員会等に関する法律第 7 条におきまして、農業委員会は農地利用の最適化の推進に関する指針を定めるよう努めなければならないとされております。 本市におきましては、平成 30 年 3 月 15 日付けで、この最適化指針を策定しております。 この度、農業委員会等に関する法律が、本年、4 月 1 日付で改正され、最適化指針の策定が義務化されるとともに、同法の他の改正を踏まえた内容に更新することとなりました。 今回、事務局で作成した最適化指針の素案をお示ししております。ご一読いただき、ご意見、ご指摘等ございましたら、事務局までご連絡いただきますよう、よろしくお願いいたします。 なお、指針に示されている数値目標でございますが、根拠となる本年度数値の集計がまだ終わっていない、粗の数値となっております。 年度末に向けて数値の精査を行い、また、農地利用最適化推進委員の皆様のご意見も伺ったうえで、それらを反映したものを最終的な最適化指針とし、公表する予定としておりますので、よろしくお願いいたします。
議 長	ただ今、事務局より報告事項 1 について説明がございましたが、本日、読まれた中で、何かお気づきの点、質問、ご意見等がございましたら、ご

	発言をお願いいたします。
16 番	はい。
議 長	はい、どうぞ。
16 番	16 番、末永です。 19 ページの、③の、非農地判断について、というところなんです、これはお願いになるんですが、再生利用が困難と区分された農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行うということが記載されていますよね。私の住んでいる地区は、やっぱり中山間ということがあって、もう現状、どう見ても荒廃していて、再生する気力のある人もいないという農地がたくさんあるんですよね。 利用状況調査についても、お歳をとられて、施設に入られたり、子供さんが住んでいる所に転居されたりして、その調査をしようにも、連絡が取れないという状況が、もう、すでに始まっているんですよね。 だから、現在は連絡が取れるけど、もう耕作をしていない、荒廃しているよという農地については、調査が取れるうちに本人の意向を聞いて、この文章に書かれているとおり、速やかに、残すべき農地と、除外すべき農地を判断するよう、積極的にしていただく事を、事務局に強くお願いしたいと思います。
事務局長 補佐	末永委員さんの、おっしゃる通りでございます。 長門市では、非農地判断は、かなり遅れている部分がございますので、この部分につきましては、いっそう取り組んでまいりたいと考えております。 その際には、委員の皆様のご立会ですとか、そういった部分でまた、お手間を取らせる事もあるかと思っております。その点は、ご協力いただけたらと思います。よろしくお願いいたします。
議 長	今、事務局から申し上げましたように、現地を確認いたしますときには、各委員さん、担当地区で立会いとか、説明や、ご案内等、その節には、ご協力をよろしくお願いいたします。 他に、ご意見がないようでしたら、報告事項 2 の説明を、お願いいたします。
事務局長	それでは、説明に入らせていただきます。23 ページをご覧くださいと思います。

ほか2件の合意解約です。
以上でございます。

議 長 ただ今、事務局より報告事項3について説明がございましたが、よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

議 長 続きまして、報告事項4の説明をお願いいたします。

事務局長 では、説明をいたします。資料の29ページをご覧ください。
報告事項4、公共工事の施行に伴う農地の転用についてでございます。
番号1。
内容としましては、●●農地災害復旧工事施工に伴う工事用仮設道路設置のための一時転用でございます。
令和5年2月9日に受理通知をしております。
ほか2件の公共事業の施行に伴う農地一時転用となります。
以上でございます。

議 長 ただいま、事務局より報告事項4についての説明がございましたが、よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

議 長 続きまして、報告事項5の説明をお願いいたします。

事務局長 それでは、説明をいたします。30ページをご覧いただけたらと思います。
報告事項5、土地造成届出受理報告でございます。
番号1。
本日の議案第1号に関連した届出で、内容としましては、当該農地は水利の便が悪いため、畑地としてオリーブを栽培するものです。
令和5年3月7日付けで受理通知を行っております。
以上でございます。

議 長 ただ今、事務局より報告事項5について説明がございましたが、よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

議 長

続きまして、事務連絡等がありましたら、お願いいたします。

事務局長
補佐

次回の農業委員会定例総会ですが、4月14日、金曜日、午前9時30分から、長門市役所本庁4階会議室で開催いたします。

なお、現地調査につきましては、4月4日、火曜日を予定しております。該当する委員さんには、後日、事務局から集合時間等、連絡致しますので、ご立会をよろしくお願いいたします。

また、4月には、農地利用最適化推進地区別会議を開催いたします。

4月25日、火曜日、午前は、長門地区、午後は、三隅地区、4月27日、木曜日、午前は、日置地区、午後は、油谷地区の予定としております。ご出席のほど、よろしくお願いいたします。

それから、農地利用最適化推進活動日誌の提出についてです。

今年度、3月までの報告分につきましては、3月20日、月曜日までに、農業委員会、もしくは各支所、各出張所にご提出いただきますよう、よろしくお願いいたします。

年度末にかけて、日誌を集計して、皆様にお支払いする上乗せ分の報酬を算定いたしますので、締切りを順守していただけますよう、よろしくお願いいたします。

事務連絡については、以上となります。

議 長

それでは、以上をもちまして、本日の総会を終了いたします。
お疲れでございました。

終了時間 午前10時25分

会議の経過を記録して、その相違ないことを証するためここに記名する。

令和5年3月15日

長門市農業委員会会長 大 野 耕 作

議 事 録 署 名 委 員 岡 島 史 真

議 事 録 署 名 委 員 林 弘 幸